

小規模事業者ごみステーション搬出登録制度実施要綱（概要）

1 条 件

地域のごみステーションに排出できる事業所は、下記①～⑤の基準を満たし、鹿島市の環境を美しく守る条例第5条を遵守することを条件とする。

- ① **ごみ質** 基本的に、一般家庭でも日常的に排出されるもの。
※明らかに、事業所からしか出ないごみ（例：医療廃棄物など）は出すことができません。
- ② **排出量** 通常1回当りの搬出量は1種類2袋以下であること。
- ③ **分別** ごみ排出の際は鹿島市のごみ分別に従い行うこと。ただし、処理困難物、臨時的に大量にごみが発生する場合については市が許可する業者に委託するなどして、適正に処理してください。
- ④ **ごみ袋** 鹿島市の指定袋を使用し、住所・事業所名の記載をすること。
- ⑤ **搬出時間** 原則、収集日当日に収集時間（午前8時）までに搬出すること。

2 承 認

ごみステーションへの搬出に際しては、①～⑤の基準を満たしていることの確認をし、地元区長より事前に承認を得なければならない。（ただし、①～⑤の基準を満たしていても地域の諸事情により、必ずしも認められるものではないことをあらかじめ了承しておくこと。）

また、ごみステーションの利用に際しては、必要に応じてステーションの美化活動等に協力すること。

3 登 録

地元区長からの承認後、鹿島市小規模事業者ごみステーション搬出申請書（様式第1号）を市に提出し、登録を受けなければならない。ただし、登録後であっても、①～⑤の条件のいずれかを満たさなくなった場合や地元区長の承認を得られなくなった場合は、登録を取り消すことができるものとし、その際は速やかに許可業者へ処理を委託し、適正処理に努めること。

【問合せ先】

鹿島市役所環境下水道課 環境係（電話 63-3416）